

ちょっとくらいならいいだろう・・・

酔いはもう覚めただろう・・・

一杯だけだから問題ない

自分だけは大丈夫

飲酒運転しても、事故を起こさなければいい

短い距離だから・・・

運転代行サービスやタクシーを使うお金がもったいない

**飲酒運転
ストップ
プ**



愛知県警察



愛知県警察
ホームページ

www.pref.aichi.jp/police/

飲酒運転の根絶 しない・させない・許さない

自転車、特定小型原動機付自転車も 飲酒運転は禁止されています！

※行政処分は前歴0回、累積なしの場合

酒酔い
運転

罰則

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

行政処分

免許取消し(欠格期間3年) 点数 35点

酒気帯び
運転

罰則

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

①身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上

②身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満

行政処分

免許取消し
(欠格期間2年) 点数 25点

行政処分

免許停止
(停止期間90日) 点数 13点

呼気検査
の拒否

罰則

3ヶ月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

自転車
飲酒運転



特定小型原動機付自転車
飲酒運転

車両の提供者

①運転手が酒酔い運転の場合

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

②運転手が酒気帯び運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象

酒類の提供者／同乗者

①運転手が酒酔い運転の場合

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②運転手が酒気帯び運転の場合

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象



公共交通機関を
ご利用ください



事前にお酒を飲むことがわかっている場合は、電車やバスなど公共交通機関を利用しましょう。



ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人「ハンドルキーパー」を決めて、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。



自動車運転代行サービス
があります

飲酒などの理由で自動車の運転ができなくなった人の代わりに運転して、自動車を目的地(主に依頼者の自宅)に送るサービスです。

いわゆる

二日酔いでの運転も厳禁！

翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。夜遅くまで飲酒したり、多量に飲酒した場合は、翌朝に体内にアルコールが残っています。車の運転はやめましょう。